

## 標準化活動部会運営規則

(名称)

第1条 本委員会は標準化活動部会（英文名称：Standardization Committee）と称する。

(目的)

第2条 表面分析研究会での標準化に関する中長期計画を含む活動を企画および運営する。研究会内部の他の委員会と有機的な連携をもち活動を進める。また、国内外の標準化活動との連携をとり、会員に情報を提供するとともに、研究会内部の活動を外部に発信する。

(活動)

第3条 標準化活動部会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. TASSA レポートの提案受付、審議、成立公告
2. 表面分析に関わる標準物質創製事業および頒布
3. 国内外標準化活動との協力体制の構築と運営
4. 表面分析士認定に関わる候補者の認定委員会への諮問、および認定手続き
5. その他、第2条の目的達成に必要と認められる活動

なお、新たな活動を実施する際には、幹事に提案し、了承された後に実施する。

(部会の構成)

第4条 次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 数名

(委員の職務)

第5条 部会の職務は次の通りとする。

- (1) 委員長は、部会を代表し、部会を統括する。
- (2) 委員は、部会の活動を企画し、審議し、また推進する。

(オブザーバーの参加)

第6条 研究会会長、副会長、幹事および本部会委員長が認めた会員は、オブザーバーとして部会審議に参加できる。

(委員等の選任・任期)

第7条 委員の選任・任期は次の通りとする。

- (1) 委員長は、研究会会長が副会長の内1名を推薦し、幹事会が承認する。やむを得ない理由で副会長が兼任できない場合は、研究会会長が幹事会メンバーの中から1名を推薦し、幹事会が承認するものとする。
- (2) 委員は、委員長が推薦し、幹事会が承認する。任期は2年とするが再任は妨げないものとする。
- (3) 任期中に委員が事情により、職務を遂行できない場合、委員長および委員は幹事会の承認をもって交代できるものとする。なお、その際の任期は前任者の残任期間とする。

(運営規則の変更)

第8条 本規則の変更は、委員会の承認を得て委員長が行う。

附則 本運営規則は平成14年4月15日より施行する。

附則2 平成22年6月21日改訂